

厚生労働大臣 武見 敬三 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国救護施設協議会  
会長 大西 豊美

## 令和 7 年度予算及び今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で 180 施設を超える私たち救護施設は、生活保護法に基づき、居住と社会参加など地域生活について課題を抱える人々に対する総合的な支援を行っています。その中で、再び地域での生活が可能と見込まれる方に関しては、地域移行および移行後の地域定着を実現する支援に積極的に取り組んでいるところです。

また、地域の生活困窮者や被保護者に対しても、これまでの実践で培ってきた支援ノウハウと施設の機能を活かして個別の支援を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域における核となる施設として、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

救護施設が、今後も国民と地域社会にとって最後のセーフティネットの役割・機能を十分に発揮でき、救護施設利用者の地域への移行、地域生活に移行した元利用者への継続支援を一層推進できるよう以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 退所可能な利用者への他法他施策の適切な適用促進

介護保険適用除外施設である救護施設の利用者が、介護保険制度を利用しての施設移行等を検討をするにあたっては、事務連絡「要介護認定に係る Q&A について」(令和 2 年 3 月 13 日付:厚生労働省老健局老人保健課)により、『適用除外施設や刑務所等矯正施設に入所している者について、退所に当たって、退所後の介護サービスの利用調整を行う上で、早期に要介護認定を行う必要があると市町村が認める場合には、3ヶ月より前に要介護認定申請を受け付けることも差し支えない。』とされていることに基づき、担当ケースワーカーに相談を行うが、本事務連絡が保護担当部局に共有されていない自治体もあり、退所予定の 3 か月以内でなければ要介護認定申請を受け付けられないケースがあることから、本事務連絡の内容について改めて自治体の生活保護担当部局への周知をお願いいたします。

### 2. 地域共生社会の実現に向けて、地域に居住する被保護者等への支援を行うための保護施設通所事業の適切な運用

通所事業による継続した支援が必要にも関わらず、実施機関の意向により継続を打ち切られるケースが散見されます。こうした利用者にとって通所事業による支援は退所者等が地域生活を安定して継続するために必要不可欠であるため、必要な支援が継続して受けられるよう制度の適切な運用について自治体に通知をお願いします。

### **3. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な支援の実現のための「地域移行定着支援員」(仮称)の配置**

救護施設は、利用者の3割を超える方が精神科病院から入所していることから、退院から居宅生活に移行するまでの通過施設としての役割も担っています。そのため、定期的に精神科病院等を訪問し、本人や関係者に制度や救護施設の支援機能について情報提供を行っています。

一方で、施設から居宅に移行した後に、他法他施策の支援のみでは安定的な地域生活の維持が十分にできないケースなどでは、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が有効です。利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、医療機関、行政、福祉等のサービス事業所等の円滑な調整を行うなど、ソーシャルワーク機能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)の救護施設への配置をお願いします。